

北海道高等教育研究所 ニューズレター

第3号

発行日 2016年4月1日

発行：北海道高等教育研究所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1-1 原田ビル 北海道私立大学教職員組合連合内

TEL:011-261-3820 FAX:011-272-8186

E-mail : doshikyoso@ybb.ne.jp http://jinken-net.org/heri/

もくじ

- ・大学の在りようを問う！ 公開シンポジウム
「危機に瀕する道内の大学～“不当解任”の学長に聞く～」・・・・・・ 1
- ・酪農学園大学の学長解任から見えること 酪農学園大学前学長 干場 信司・・・・・・ 2
- ・専修大学道短大前学長の不当解任・論旨免職 専修大学道短大前学長 寺本千名夫・・・・・・ 5
- ・北海道教育大学の現状報告 元北海道教育大学副学長 神田 房行・・・・・・ 8
- ・干場裁判での市川守弘弁護士の主張
「本件の学長解任は、憲法23条に違反する行為である」・・・・・・ 10
- ・2016.1.9公開シンポのまとめー討論の部・・・・・・ 11
- ・北海道高等教育研究所の今後の取り組み・・・・・・ 14

大学の在りようを問う！ 公開シンポジウム 「危機に瀕する道内の大学～“不当解任”の学長に聞く～」

はじめに

憲法の精神に基づく「大学自治」が北海道から瓦解が進んでいる。

私立大・国立大を問わず事件が頻発し、教職員の選挙で選ばれた学長の解任・更迭、学内教職員投票で1位にもかかわらず、学長に選出されないという事例などが相次ぐというように大学が無法地帯化しつつある。こうした事態を憂慮し、全大教北海道、道私大教連、北海道高等教育研究所、酪農学園の建学の精神と教育を守る会、個人が組織し参加したシンポジウム実行委員会は、次のように緊急の公開シンポジウムを呼びかけることにした。

とりわけ、このままでは北海道の大学の存続が危ういという認識から、今後の道内の大学のあり方、発展の方向を問うという趣旨でこのシンポジウムを開催したものである。

今回、次のような方々から下記の趣旨から報告をお願いした。

報告内容としては、第1に、学長解任（学長に選任されなかったの）はどのように行われたのか。第2に、相手の解任（選任しなかったこと）にはどこが問題であったと報告者は考えているのか。第3に、これに対して、それぞれ何故に、どのような想いで訴訟に踏み切ったのか。そして第4に、現在報告者が直面している状況・問題と、どのような行動をとっているのか（とろうとしているのか）など報告してもらうことにした。

なお、具体的な報告者は、チラシにもあるとおり、次の方々である。

I. 干場信司前大学学長報告：干場氏は、昨日(1月8日)、酪農学園を相手に札幌地裁に提訴している(2015年7月14日の学長解任に対して不当解任として提訴)。このように、提訴するに至った理由などを報告してもらおう。

II. 寺本前短大学長報告：寺本氏は、2015年12月に地裁の一審で「不当」判決を受けて、ただちに12月に高裁に控訴しています。地裁から高裁へと提訴に至った理由と、高裁への思いなどを報告してもらおう。

III. 神田元副学長の報告：神田氏に関連しては、神田副学長が選任されなかった(480名の投票、250対208で神田票が多かったにもかかわらず選任されなかった)ことに対して、学長任命取り消しの裁判が2013年一審、2014年二審と行われたが、原告の訴えは認められなかった。このような経緯と、現在、これに対してどのような対応や取組みをしているのかを報告してもらおうことにした。これらの報告をもとに、最近の行動や大学の自治破壊に対して、本来の憲法に保障された大学の自治とは、国立と私立の違いや今後の大学のあり方についてなどを、語ってもらうことにした。

以上のような報告を頂いた後に、フロアーの皆様と討論し、大学のあり方を検討していくことで取り進めることにした。つまり、本日参加されている高等教育関係者や学生・生徒の父母、支援を頂いている市民や関係団体、そして報道関係者の皆さんからの積極的な発言などをお願いしとり進めることにした。

(座長：北海道高等教育研究所事務局長 市川 治)

酪農学園大学の学長解任から見えること

酪農学園大学前学長 干場 信司

1. 学長解任はどのように行われたのか

学長解任に関しての具体的な動きは、まず、学園長から学長に対する辞任の勧め(5月22日)から始まり、理事長からの辞任の勧め(5月25日)があった。これらの理由として最初にあげていたのは、5月11日に出された「元常務理事に対する名誉棄損」裁判(干場学長を含む6人の教授会評議員(当時)に対する告訴)の一審判決結果であった。しかし、この判決結果に対して控訴されたことを知ると、解任理由探しを始めたという状況であった。

最終的には、2015年7月14日に開催された酪農学園評議員会の意見を聞き、同日の理事会で解任が決定された。「解任理由」として示された書類はなく、理事長が「解任理由の説明」の際に常に用いているのは「干場学長の職務執行に係る対応について」という1枚の文書のみである。この文書に書かれている「理由とおぼしき項目」は、以下の3点：(1)学長に関する監査所見、(2)職務上の義務に違反する行為、(3)法令等の規定に違反する行為、である。また、解任の決定をするに当たっての学園内規定は、寄付行為施行細則であった。

なお、経緯に関する詳しい情報は、支援者が立ち上げてくれているブログ「酪農大はやっぱり素晴らしい！」(<http://rgus.jugem.jp/>)に掲載されているので、ご覧いただきたい。

2. どこが問題であったか

まず第一の問題は、寄付行為施行細則を根拠に解任を行っている点である。寄付行為の改廃は文部科学省への届け出と認可が必要であるが、寄付行為施行細則は理事会で改廃ができるこ

とになっており、酪農学園大学の教職員が選挙で選んだ学長を、寄付行為に基づいてではなく、理事会の一存で改廃することのできる寄付行為施行細則で解任したことになる。

第二の問題としては、万が一寄付行為施行細則による解任が有効だったとしても、解任の理由が「教職員が選挙で選んだ学長」を解任するに足るものであるとは全く考えられない、という点である。前述の「干場学長の職務執行に係る対応について」（理事会、7月14日付）に記載された「理由とおぼしき項目」に対する干場前学長の考え（反論）を表に示す。

これらについても、前掲ブログの「みなさまからの質問とその回答（Q&A）」や「経緯」の欄に詳細が掲載されている。

3. 訴訟に踏み切った理由と想い

本訴訟は、干場学長解任の違法性を明らかにし、解任に伴って生じた損害を勝ち取することを目的としている。ただ、裁判によって身分保全や賠償を勝ち取ることだけを目的としている訳ではない。理事長・常務をはじめとする理事会のやり方には腹が立つが、その憂さを晴らすのが目的ではない。問題は「酪農学園の教育をおかしくして欲しくない」と言うことであり、そのために、理事長・常務をはじめとする理事会の行動の違法性を裁判で明らかにし、最終的に彼らに退任してもらうことが目的である。

時期的な問題として、理事会の次期（2016年7月1日から3年間）メンバーの改選作業が現在行われており、理事9名中5名を学識経験者から選ぶ制度になっているが、その学識経験者を選ぶ選考委員は理事長が指名する方式となっているなど、密室的な色の濃い選考方法というのが現状である。そうであるからこそ、裁判を行うことにより、適正な改選が行われるよう社会からの監視の目が注がれることを期待している。

4. 現在の状況・活動

酪農学園大学現学長は、11月30日に干場前学長の名誉教授証書の授与を保留し、他の3名の教師のみに名誉教授証書を授与した。本年の名誉教授の選定協議は、干場が在任中の2015年6月11日の評議会で既に協議・決定されていて、干場を含む4名の教師が選定されていた。しかし、本人への通知や説明無しに11月の授与から外された。

現学長から干場へは何ら連絡がないようなので、詳細はわからないが、11月5日の評議会で、保留の理由として「裁判中であること」との報告があったようである。6人の酪農学園大学元評議員への損害賠償請求事件の裁判と思われる。その後、「酪農学園理事会への批判を展開している」ことをも理由に挙げているようである。

すでに決定されていた名誉教授の授与を学長の権限で見送り、本人への連絡もしないというのは、もはや大学の運営とは言えない。もし、「今後、言うことを聞かない者には名誉教授の称号は与えないぞ」という見せしめとすれば、大学という教育機関で行われるべきことではないであろう。

5. 干場の考え方（ブログに掲載した寄稿より抜粋）

私は、大学の役割を次の4つに分けて考えています。

①学生が、これまでの知識や技術とその背景にある考え方・哲学を修得する場を提供すること

②教職員と学生が共同して、新しい知識や技術を生み出すこと

③上記2つを通して、学生ひとり一人が自分の考え方を創る力を身に付け、社会に出てゆく準備ができるようにすること

④以上の積み重ねを通して、現在および未来の社会を律する考え方・哲学を創り出し、世に問うこと

大学の役割が、高校までの教育の役割と異なるのは、高校までは①を主体にしているのに対し、大学は②から④が加わっていることです。私は、大学入学式の挨拶の中で、「皆さんはこれまで、正解のある問題を対象に学んできたと思いますが、大学に入ってから学ぶ最も大切なことは、正解のない問題をどのように考えるかです。」とよく言ってきましたが、これはそのことを意味しています。

上述の大学の役割は、大学の専門性にかかわらない一般的な役割と私が考えているものですが、指導内容の重点の置き方、その取り組み方や学生指導の方法は、それぞれの大学によって大きく異なると思います。酪農学園大学では、建学の理念である「三愛精神とそれに基づく健土健民」に基づき、循環型農業・社会を目指した実学教育を行っています。したがって、①から④までをそれぞれの分野の現場から学ぶというところが、酪農大の特徴になると考えています。このことについては、また別の機会に詳しく述べたいと思います。

ところで、大学独自の役割である②から④は、どのような条件・環境の下で可能となるのでしょうか？ ②から④の役割は、いずれも自由で創造的な環境の下で、はじめて生まれるものです。「学問の自由」やそれを保障する制度として「大学の自治」が大学の必須条件と言われているのは、そのためです。

②の新しい知識や技術は、単一ではない多様な考え方のぶつかり合いの中から生まれてくるものです。③の学生の成長は、多様な考え方を持った学生同士や教職員との意見交換・議論の中で見られてくるものです。④の時代に即応した将来を見通す哲学の創造は、異なった世界を体験せずに可能とはならないでしょう。

つまり、大学がその役割を果たすためには、換言すれば、大学が大学であるためには、いろいろな意見を持った人間同士がお互いに多様性を認め合うことが原点なのです。日本の科学技術の発展も、このこと無しにはあり得ないでしょう。

今回、酪農大で起きた出来事は、この大学が大学である条件を自ら否定し、単一に染めようとしたことから生じているように思えます。酪農大がこれまで同様に、素晴らしい学生が集まり、学生と教職員が一生懸命に向き合い、素晴らしい卒業生が生まれ続けるためには、大学が大学である条件を認める必要があると考えます。

6. 終わりに

このような公開シンポジウムを開催していただいたこと、そして、この会を開催するためにご準備下さった方々、日ごろお忙しい中ご支援を下さっている方々に、心から感謝の意を表する。

酪農学園大学における今回の出来事は、一つの大学の問題にはとどまらず、我が国全体の教育に対する締め付けの判りやすい事例（表れ）と考える。マスコミと教育を抑えて、意のままに世の中を動かそうとする動きを看過することはできない。

今後とも共に行動してゆきたく、心からご協力をお願いする次第である。

専修大学道短大前学長の不当解任・論旨免職

専修大学北海道短期大学前学長 寺本 千名夫

本稿は、2016年1月9日「かでの2・7」において行われた、北海道高等教育研究所公開研究会「危機に瀕する道内の大学教育！～学長“不当解任”の3大学に聞く～」における報告の文章化である。当日の報告では、用意したレジュメすべてについて語ることはできなかった。本稿は、その点も視野に含めて、文章化していきたい。なお、本稿は、あらかじめ主催者から与えられた設問に即して展開されていることをお断りしておきたい。

I 学長解任はいかにして行われたか

1. 学長解任の問題に入る前に、専修大学北海道短期大学について、さらに学生募集停止に至るまでの経緯について、若干説明しておくことにしたい。

専修大学北海道短期大学は、東京・神奈川の専修大学、石巻市の石巻専修大学とともに、学校法人専修大学三大学を構成していた。短大は、単なる傍系ではなく、学長は、学校法人専修大学のトップの会議であり、月平均3回のペースで実施される常勤役員会に毎回出席していた。常勤役員会の構成員は、理事長・専大学長兼務（当時）石巻専修大学学長、北海道短期大学学長、専務理事、常務理事（財務、教務、法科大学院、短大担当・広報、石巻担当）幹事からなっていた。

短大の学科構成は、理系：土木科、農業機械科、園芸緑地科、文系：商科、経済科（就職と専修大学への編入学）から成り立っていた。しかし、18歳人口の減少、短大離れが進むにつれて、理系、文系就職コースの募集が厳しくなってきた。そこで、対応策として、文科省推薦の総合学科制を取り入れ、文系を商経総合学科、理系をみどりの総合科学科としたが、流れを変えることはできなかった。教員が一番多い時には44人在籍していたが、それが学生募集停止時には24人になっていた。退任補充を認めなかったのである。学生数の減少が教育内容の悪化へ帰結していったのである。

理事会は、2005（H17）年、そのような状況を打開するために、短大の教職員を除外して、専修大学北海道短期大学プロジェクト会議を組織した。それでも、その「中間報告」では、編入学制度の改革（推薦、全学部全学科受け入れ、短大四大一貫コースの設置）を正面に据えていたし、「答申」でも、専修大学の入学試験において補欠者でありながら繰り上げ合格にならなかった受験者の中から概ね100名を入学させる、教員の早期優遇退職制度など人事政策も検討しなければならぬとしていた。

転換点は、2007（H19）年であった。上述のプロジェクト会議は、それまでの「オール専修」の立場を投げ捨て、短大学長のリーダーシップでやれとし、「将来構想」「3か年計画」「年度別実施項目」を問答無用で突き付けてきた。短大では、短大サイドでやれること一非常勤科目の大幅な削減、留学生の受け入れ交渉など、一にはほとんど取り組んだ。しかし、法人は「3か年計画」の途中にもかかわらず、2009（H21）年7月に、H22年度入試で入学定員を充足せよ、できなければ学生募集停止を検討する。さらに、2009（H21）年度中にカリキュラム改正をして専任教員数の削減を、専大、石巻専大への転籍、早期優遇退職制度等の検討なしに実行せよというのである。短大は、抵抗せざるを得なかった。そして2010（H22）年3月、入学定員の充足はできなかった。

2. 理事会の学生募集停止と短大教授会

2010（H22）年4月21日、法人理事会は短大学生募集停止を決定した。翌22日には、専務・短大担当理事等がそのことを短大教授会で説明した。そこでは、多くの教員から理事会の学生募集停止に関して疑義が出され、職員説明会の終了後、もう一度、議論を継続することとなった。しかし、役員たちは、職員説明会終了後、教授会には戻ってこなかった。仕方がないので、再開予定の教授会を中止することとし、学内放送をかけた。

法人理事会では、私は、存続の可能性の吟味が不十分なまま、そして、卒業生、現役の学生・その父兄の思いを傷つけ、支援をいただいていた美唄市、商工会議所など地域への説明もなしに、学生募集を決定することに強く反対した。私は、2007（H19）年1月1日～2009（H21）年12月31日まで副学長を務め、2010（H22）年1月1日に、40年を超える短大の存続を願いつつ、学長に就任したばかりであった。学生募集停止は、わずか、その4か月後のことだった。

3. その後の経過

（1）2010（H22）年10月下旬、短大教員組合が文科省から「学生募集停止報告書」のコピーを入手した。組合委員長は私のところへ持参してくれた。同報告書には、理事会が学生募集停止を決議した日と教授会が決議した日を記入する欄が並列しており、後者には4月22日と記入されている。しかし、教授会では学生募集停止を決議していない。にもかかわらず、学長印が押印され、文科省へ提出されているのである。

すぐ教学委員（副学長、両学科長、両副学科長）と協議、弁護士と相談の上「通知書」（短大教授会は学生募集停止を決議していない、学長は同文書を作成していない、文科省に持参していない、押印もしていないという文書）を、文科省と法人理事長宛に送付。

ところが、ほぼ1週間後、法人は、『北海道新聞』の取材に対し、「学長が自分で押印した」と答えた。そして、小生に対して、「なぜ、そういうことをしたか、上京して説明せよ。」との文書を送付してきた。（あきれてものも言えなかった）。

（2）2012（H24）年3月、4人の学生が留年。しかし、法人は、合意解約に応じた7人を1年間の専任教員として雇用し、他方合意解約に応じなかった8教員を解雇した。教育史に残るような蛮行である。上述の「学生募集停止報告書」問題は、2012（H24）年秋まで一種の膠着状態が続いた。

（3）2012（H24）年10月下旬、学長の任期満了[2010（H22）年1月1日～2012（H24）年12月31日]につき、新学長を選ぶとのこと。この時期、8教員裁判において8教員側の証人として法廷に出ることとなった。このことは、当然法人側に伝達されている。

同年、理事長は、最後の評議員会で、私の調査委員会の立ち上げを宣言。調査委員会（一度だけ出席）、懲罰委員会、短大教授会へ報告と、一気に論旨免職に進む。教員は副学長以外、合意解約に応じなかった8教員は解雇され、それに応じた教員しか残っていなかった。前年、留年生の存在で、学長と残っていた副学長も解雇となった。

II どこが問題であったと考えているか

1. 本来短大改革が目的であった専修大学北海道短大プロジェクト委員会から当事者である短大教員を排除したことである。最初は「オール専修」で取り組む、次に「短大学長のリーダーシップ」で、最後は「教員数を削減するカリキュラムを作成」せよとなった。

2. 理事会役員らによる「学生募集停止報告書」の作成過程での不法行為である。短大学長、短大教学役職者、短大教員に対し、学生募集停止報告用紙（理事会の決議日と教授会の決議日が並列されており、施設の利用計画、教職員の処遇案を記入する欄もある。）を見せずに、学生募集停止は

理事会の専権事項であり、短大教授会には報告でよいとした。つまり、短大教授会において学生募集停止を審議させ、否決されることを避けたのである。その上で、決議等なされていない4月22日を決議日とし、学長印を押印して、文科省に報告したのである。それは学長印の無断使用、文書偽造以外の何物でもない。

3. さらに、そのことを指摘されるや否や、真実の調査どころか、反対に私の押印を見たという虚偽の発言を行い、最後は調査委員会、懲罰委員会の立ち上げとなり、私からはたった一度の聞き取り調査だけで、発言の確認作業も実施せずに、法人側の偽造テープを鵜呑みにして、論旨免職としたことにある。これはもう犯罪ではないのか。

4. 文科省にも管理監督庁として責任がかなりあると思う。文科省は、上述の「通知書」を受け取って、法人を呼びつけてどういうことだと説明させたということが裁判の過程でわかった。きちんと双方から事情聴取すべきであった。8教員の解雇の際にも、法人側の立場に立ち、監督官庁としての責任をとらなかった。

5. 私にも弱さがあった。学長になって4か月目の私は、どうやって理事会による学生募集停止決議を防ぐかということしか念頭になく、学生募集停止、あるいは閉校の手続きに関して、全く知識がなかった。ましてや、大学の中枢にいる人間達が、このような詐術を弄するとは夢にも思わなかった。

Ⅲ 何故に、どのような思いで訴訟に踏み切ったのか

1. 学校法人専修大学への「北海道短大処分」（大学・短大の運営ルールを蹂躪、偽造文書による学生募集停止決定、不当な教員解雇等）への抗議、より具体的には、以下。

2. 当時の在学生・同父兄、同窓生、地域の皆さんへのお詫び

私個人としては、短大プロジェクト委員会で議論されている当時から、当然、理事会でも反対したが、学校法人全体としては、上記皆さんに対して不誠実な対応をしてしまったことへのお詫び。

3. 先行している短大8教員・前副学長不当解雇撤回裁判への連帯

事由①学生募集停止に至るまで、徹底して短大教員教職員を排除したこと、②共に、学校法人による短大教学権の完全な無視（教授会の審議・決議権の蹂躪）の被害者であること、③最後の4人の留年生が文系であったにも関わらず、多くの文系教員を解雇し、合意解雇に応じた理系の教員を採用し、担当させたこと、④私立大学有数の安定した財政状態にありながら、人事対策（専修大学、石巻専修大学への転籍、早期退職優遇制度等の検討）を全くせずに解雇したこと。

4. 私自身に対する名誉棄損・犯罪行為への抗議

上述の学生募集停止報告書作成の不正を指摘されると、お前が押印したとし、調査委員会を立ち上げ、偽造テープを作成して、論旨免職としたこと、このことは単なる名誉棄損だけでない、犯罪行為でさえある。そのことへの抗議。

5. 以上が「北海道短大処分」への抗議であるが、それだけではなく、専修大学では、労災認定中のX氏の不当解雇事件も抱えている。そのことも含めて、専修大学の大学運営のルールを守れ、教職員の人権を守れ、という抗議でもある。

6. また、以上の抗議・闘いは、道内外、全国の大学・短大の交渉、裁判における、雇用条件の改善、給与切り下げ、不当解雇と闘っている多くの教職員の皆さんへの連帯でもある。そして、今日からは、酪農学園大学の干場先生、北海道教育大学の神田先生のお気持ちを心の糧としながら、闘うことになる。

Ⅳ 現在の直面している状況と、どのような行動をとっているのか

1. 専修大学北海道短期大学は、2013（H25）年3月、最後の4人の学生が卒業し、学生は不在と

なった。しかし、2016（H28）年1月現在でも、文科省に対し閉学届をいまだに提出せずに（美唄市議会で確認）、学長、事務長1人、職員5人で、運営していた。本シンポ終了直後、法人は美唄市に対し、「東京都内のディスカバリー有限責任事業組合」に譲渡し（契約1月15日）、専修大学北海道事務所は、「当面の間、短期大学内に置き廃止に係る業務を進める」との連絡をしてきた。

（「市政報告」平成28年2月16日、第1回市議会臨時会）

2. 小生の裁判は、2015年12月18日に地裁判決があり、敗訴となった。解釈の問題ではなく、押印の有無の問題なので、仰天するような不当判決であった。どうすれば、このような判決が出てくるのか、どうして偽造テープを証拠として出すような法人側が勝訴するのか、驚くばかりであった¹⁾。当然、12月28日に札幌高裁へ控訴し、2016年1月22日に控訴理由書を提出した。

3. 8人の裁判は、昨年5月に最高裁に上告され、副学長の裁判は、本年1月に札幌高裁で結審を迎えている。司法の良心を見せて欲しいと願わざるを得ない。

1) 紙幅の関係で内容については言及できないが、当日のレジュメでかなり触れているので、シンポ参加者の方はそちらを参照していただき、そうでない方で関心のある方は、ご連絡ください。

北海道教育大学の現状報告

元北海道教育大学副学長 神田 房行

北海道教育大学は「北海道の歴史と風土に根ざして、教師を始め地域と文化のために優れた人材を養成すること」（北海道教育大学憲章より）を目的として北海道の教育・文化に貢献してきた。また、北海道内の地域に密着した大学づくり、各地域の知の拠点として、札幌、函館、旭川、釧路、岩見沢の各校に教授会を置き、各地域の特色を生かした大学運営や地域貢献を行ってきた。

しかし学校教育法、国立大学法人法の改定に伴い、ガバナンス改革の名のもとで組織の見直しが行われ、全国の大学で教授会規定を含む諸規則の見直しが行われている中で、北海道教育大学では学長選挙の意向投票廃止や各校教授会の廃止など学問の自由や大学の自治に反するような決定が矢継ぎ早に行われている。学長のリーダーシップの強化という名目でトップダウンによる決定を押し付け、構成員の自由な意見交換や合意を無視している。これは北海道教育大学内部のみの問題ではなく、道民の大学教育への信頼に関わる問題である。

北海道教育大学は道内の次世代を育てる教育に関わる人材を養成する役割を使命としている。その使命を全うするにふさわしい機構の改革であるべきである。市民や学生に信頼される賢明な改革こそが望まれる。大学の自治や学問の自由、民主主義を損なうものであってはならない。

これまでの経緯

●学長選意向投票を覆しての学長再任

2011年（平成23）学長選考 意向投票 484名の投票 250（対立候補）対208（当時の学長）票、しかし、意向投票結果を覆しての当時の学長の再任が学長選考会議で決定された。

●函館校改組問題

学部化構想において2学部構想を打ち出しておきながら当時の学長は「函館校の＜教育学部＞を外す」と決め、反対・批判の声にもかかわらず、大学設置審書類を強行提出した（しかし結局＜ミッションの再定義＞等により、文科省から「待った」がかかった）。

●学長選裁判

その後、学長任命取消を求める原告団が組織された。しかし2013（平成25）年4月の一審に続き、2014年2月の二審でも原告側の訴えは認められなかった。

●2013年6月 学長の再再任を学長選考会議で強行採決

意向投票せずに更に2年の任期延長を決定した。学長選考規則第5条3項を適用した。適用にはいくつかの教授会で反対決議がなされた。北海道教育大学の大学運営が民主的に行われていない、大学の自治が正常に行われていない等問題あった。

●旭川校教員3名のアカハラ訴訟問題

2006（平成18）年～2008年にかけて旭川校の教員3名が学生にアカハラをし、大学側の調査に応じなかったとして、諭旨解雇となった。それに対して、3教員が解雇無効の確認を求めた訴訟で、2010年11月の一審（札幌地裁）に続き、「解雇無効」とした札幌高裁の判決（2012年3月）を不服として、大学側は最高裁に上告。2014年2月20日、最高裁は大学側の上告を棄却、3教員の解雇無効が確定した。

●テニユア・トラック制の強行導入

2013年9月、教育研究評議会において、「テニユア・トラック制」について、それまで多くの教員から反対の意見や慎重な議論を求める意見が上がっていたにもかかわらず、強引に導入を決定した。

●2014年3月 各キャンパスの副学長選挙廃止

●2014年3月 学長選訴訟原告団長の名誉教授否決

2014年4月教育研究評議会における名誉教授称号授与に関わる審議で、これまで投票を行わないことが慣例であったにもかかわらず、突如投票が提案され、十分な根拠が示されないまま投票した結果、否決された。

●教職大学院長辞任の問題

2014年8月26日付けの北海道新聞に今回の学力テストについてのインタビュー記事が載ったことで、事実上当時の教職大学院長が辞任させられた。

●「意向投票廃止」決定

学長選考会議において、2014年10月に「意向投票廃止」を決めた。

●各キャンパス教授会の廃止

2014年12月17日の教育研究評議会に出された案。

各校教授会を「教員会議」にし、教授会は「学部教授会」として年1回の開催をするというもの。

●教育大学シンポ「今、求められる大学の自治」

2015年1月24日、教員OBにより開催された。リーダーシップの強化といいながら学長の独裁。大学の民主主義のあり方を根本的に変える。民主主義を教える立場の教職員、学生を抱える大学としておかしい。

●札幌キャンパス長の意向投票無視、教職大学院長も学長指名

●附属学校の超過勤務問題

2015年8月、労働時間と賃金支払いに関する労働基準法違反。財界さっぽろ記事。

●財界さっぽろ等の記事

2015年9月「守秘義務」「大学コンプライアンス」（に関わる）について、調査委員会とWGの

立ち上げ。

●「大学オンブズマン・北教大」2015年12月 設立

2013年に策定された文科省の「国立大学改革プラン」とそれに基づく「大学ガバナンス改革」、前学長の構成員無視のトップダウンによる大学運営が、大学自治を形骸化し、学問の自由をおびやかしており、道内の他国立大学に比しても大学運営の公平性・健全性が著しく損なわれている。地域に貢献できる人材養成を目的とする北海道教育大学が一刻も早く公正な管理運営と教職員の参加、研究・教育の自由を取り戻し、理性の府として、その役割を発揮できるようにするため「大学オンブズマン・北教大」を設立。

干場裁判での市川守弘弁護士的主張

「本件の学長解任は、憲法23条に違反する行為である」

憲法23条は、学問の自由を保障するために、大学の自治を認めている。「この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」（最高裁ポポロ事件判決）。この最高裁判決は国立大学（当時）についての判決であるが、私立学校も公の性質をもち、（教育基本法6条1項）、大学は、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」（同法7条1項）とされ、同条2項では、「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」と規定されていることから、私立大学においても大学の自治が保障されていると解されている。そして、この大学の自治の重要な内容として人事の自治があるのである。

ところで、私立大学の場合、大学の自治は誰との関係における自治であるのかが問題である。大学の自治が学問の自由を守るための保障であるならば、各教員、教授等を雇用する私立大学の設置者、経営者、理事者の介入に対する保障でなければならないのは当然である。これらの者からの不当な介入によって学問の自由が侵害されてはならないからである。つまり、本来的に大学研究者、学長等の人事が、理事者等によって、適正な手続きによらず、一方的な介入によって左右される事態は、憲法が保障する大学の自治の保障を侵害するものなのである。

本件では、教職員の選挙によって学長として選出された原告が、理事会が寄附行為に反して理事会によって新設した施行細則に基づいて、適正な手続きによらず解任されるという、まさに大学の学長の人事に関する自治が理事会の一方的な介入によって侵害されたものであって、本件解任は憲法23条に違反する重大な違法行為なのである。これは明らかに公序良俗に反する違法、無効な解任でしかない。

2016. 1. 9公開シンポのまとめ ～ 討論の部

3人の報告をめぐり、活発な質問や意見が出された。実際には座長の不手際から議論がやや錯綜したきらいがあるが、ここでは議論の内容を個別報告ごとに分けて、それぞれの要旨を紹介することにする。

1. 酪農学園大学について

フロアーから、質問者の所属する私立大学では寄附行為施行細則というものはないが、酪農学園大学の場合、本当に施行細則に基づいて学長を解任したのかと、解任手続きについて驚きとも、大いなる疑問とも言える質問が出された。これに対して干場氏は、酪農学園の寄附行為には理事を解任する規定はあるが、この場合の理事からは学長と校長が除かれている。そのため理事会の決議で改定できる施行細則に急きょ学長（および校長）の解任規定を新たに盛り込んで自分を解任した。一般理事の解任を規定している上位規定に附属する下位規定で学長が解任されたのである、理事長らは学内構成員の選挙で選ばれた学長をどうしても解任しなかったのだらうと、解任手続き上の問題点を説明した。

酪農大の現役学生と新旧の卒業生も発言した。学生は、干場氏の解任について学生の関心が非常に高いので、解任の事情を知りたいと考えて理事長に説明会の開催を申し入れた、多くの学生はさらに詳しい真実を知りたがっている、そういう機会が設けられれば多数が参加するだろうと述べた。最近卒業した同窓生は、酪農大は真面目な農業者を育成する目標を持って運営されているが、そういう大学で、理由にならない理由をもって学長が解任される事態が起きるとは誠に残念である、干場氏には酪農大の誤りを是非正してもらいたい、自分は干場氏の裁判を支援していこうと考えていると述べた。また旧卒業生は、理事長の専断で強引に酪農大という校名を変更しようとした問題を指摘しつつ、大学経営に関する理事長の態度を厳しく批判した。

2. 専修大学北海道短期大学について

すでに苫小牧駒澤大学を退職している教員より、次のとおり同大学の抱えている問題点の紹介があり、その上で寺本氏に対する質問が出された。苫小牧市は4年制大学を誘致するため、1998年の苫小牧駒澤大学開設にあたり駒澤大学（東京）に対して53億円の財政支援を行い、さらに2万平方メートルの土地を無償譲渡した。だが駒澤大学（東京）の方針で、苫小牧駒澤大学は独立採算で経営することとされた。その後、苫小牧駒澤大学は学生数が減少して、いま定員の3分の1以下になり、存続の危機に瀕している。もしも苫小牧駒澤大学が2017年か2018年にでも学生募集を停止する場合、苫小牧駒澤大学に所属している教職員の雇用が学校法人駒澤大学の経営内で継続されていくかどうか重大な問題である。

これに対して寺本氏は専修大学北海道短期大学（専修短大）における事実経過を次のように説明した。専修短大は専修大学美唄農工短大として1968年に開設された。土地の大部分は北海道から譲渡された。また土地の一部は美唄市から譲渡されたと聞いている。近年、専修短大も入学者数が減少していたことを理由に、法人は短大教員の反対を押し切って2011年度から学生募集を中止した。そのため、2010年度入学者が最後の学生になり、2011年度末で全学生が卒業するところだったが、4人が1年間、留年したので、2012年度末をもって学生がいなくなった。

法人は専修短大教員のうち数人を東京の専修大学に移したが、しかし一度、退職させ、改めて学校法人専修大学に雇用して東京に移すという不当な措置だった。専修短大事務職のなかの希望者も

東京の専修大学に移ったが、同じ措置だったと思われる。この退職→再度の雇用に応じないで、あくまで雇用継続を要求した8人の教員は2011年度末で整理解雇され、いま裁判を闘っている。さらに自分（学長）と副学長は、4人の留年生がいたので1年遅れて2012年度末で解雇され（ただし学長は論旨免職、副学長は整理解雇）、いまそれぞれ別個に裁判を闘っている。つまり、計10人の教員が法人を相手取って計3つの裁判を闘っていることになる。

法人は裁判で、教員はそもそも短大で働くために雇用したのであり、短大が閉鎖になれば雇用はそれで終わるとの勝手な論理を展開し、裁判所は法人のこの主張を認めてしまっている。法人は解雇回避の努力を全くしなかったが、裁判ではいくつかの努力をしたと詭弁を弄して、裁判所はこれまた法人の言い分を認めている。

上記のとおりすでに専修短大に学生はいないが、実は文科省への手続き上、まだ閉校していない。制度上はまだ専修短大が続いていて、この2015年度末でいよいよ閉校になると聞いている。なお、学校法人専修大学は専修短大の土地を売りたいがっているようである。

寺本氏はこのように述べたうえで、苫小牧駒澤大学がもしも閉校になるのであれば、くれぐれも専修短大教員と同じ道を歩まないよう十分に留意すべきであると強調した。

3. 北海道教育大学について

フロアーから、学長の専断体制とも言える北海道教育大の構造をどのように変えていくのか、打開の途はあるかとの質問が出された。神田氏は、北教大は非常に厳しい状況で、いまのところ打開の方策を探すのは難しいと述べたが、さらに次のようにも付け加えた。すなわち、数年前に北教大を構成する各校（5箇所）の再編問題が日程にのぼったとき、自分の所属する釧路校は教員養成課程を存続させる目的で、釧路支庁（当時）管内の全市町村を訪れて首長、教育長らに支援を要請し、さらに各自治体の住民に賛同署名を募ったことがある。その結果、計8万筆にのぼる圧倒的多数の署名が集約され、北教大の思惑に対する極めて有効な対抗手段になった。このように地域の声が大きく集約されると、大学も文科省もそれを無視できない。大学と文科省にとって、地域の声を集約するのは決定的痛打になる。

また神田氏は文科省による国立大学支配の巧妙さを指摘し、北教大の場合、国立大学法人法の規定により学長以外の理事は4人であるが、そのうちの一人は文科省からの出向者であり、この人物が日常的にしっかりと北教大の運営を見張り、大学運営に堂々と口を出している実態を説明した。北教大から見れば、文科省へのサービスなどいろいろな思惑を込めて、数少ない理事ポストの一つを文科省に提供していることになる。

このあとフロアーから北大のA教員が発言し、2015年12月21日に弁護士、大学教員、公認会計士らで「大学オンブズマン北教大」を設立したことを以下の通り説明した。このA教員によると、最近数年における北教大の運営にはたくさんの瑕疵があり、大学として適正な手続きがなされていない。それに対する闘い方としては法的な闘いと倫理的・道義的闘いの二つがあるが、いずれにしても北教大の運営に対する監視体制を強めて、必要ならばいつでも「大学オンブズマン北教大」としてこの二つのうちの効果的な闘いを組むようにしたい。一般的に大学の理事者は社会的に可視化されることを嫌うが、特に北教大の理事者はその傾向が強いと思われるので、大いに有効な戦術になるだろう。そもそも2011年5月の学長選考結果を無視して北教大の学長選考会議が現職学長（当時）の再選を決めた不明朗な結果に対して、神田氏らが異議を表明して裁判に訴えたという闘いの前史があり——裁判の結果は敗訴——、この「大学オンブズマン北教大」の設立はこういう前史を受け継ぎ、現状で可能かつ有効な戦術を選択したものである。

A教員のこの発言を受けて同じくフロアーより、大学を対象に恐らくわが国で初めて結成されたオンブズマンの今後の活躍に期待する旨の発言があった。

4. 座長のまとめ

道内の大学で最近とみに頻発している紛争の根源を探り、その解決方向を議論する目的で2013年5月18日と2014年3月29日の2回、北大を会場にしてシンポジウムが開催された。この2回のシンポは弁護士団体と大学関係の労働組合が相集い、開催したものであるが、今回のシンポは、前2回の趣旨を受け継ぎつつも、その後の情勢のなかで設立された北海道高等教育研究所が中心になって開催された。

“その後の情勢”で重要な事態は、2014年6月に学校教育法と国立大学法人法の一部が改悪され、翌2015年4月に施行されたことである。学校教育法は大学の教学を対象にしている法律であるため、経営については当然ながら何も触れていない。しかし、学校教育法改悪が施行になるや、私立大学では理事会が悪乗りして同法改悪の趣旨を拡大解釈し、大学の経営面でも専断的態度を強化するようになった。その典型事例が、2015年7月に酪農学園大学で起きた理不尽きわまりない学長解任事件である。解任に至る前段階ですでに理事長の専断体制が強まり、いくつかの問題が噴出していたが、学長解任は理事長専断の総仕上げと言える。この不当解任事件の報告と議論を加えたことで、今回のシンポは前2回にも増して現時点における大学問題の深刻さをリアルに描き出したと言える。

解任された干場氏は奇しくもこのシンポの前日（2016年1月8日）、学校法人酪農学園理事長を相手取り、学長の地位の確認を求める訴訟を札幌地裁に提起した。干場氏とその支援者らにとつて、これから長い裁判闘争が始まることになる。だが、その支援体制は、酪農大の教職員はもとより、数10年にわたって排出した多くの卒業生による強固な組織から成っている。多彩な年齢階層に及ぶ多くの卒業生が支援しているので、この裁判の意義を広く社会的に訴えてゆくことが出来るであろう。およそ大学で起きる紛争とその法的な争いのニュースは、なかなか社会的に伝わっていかないのが通例だが、干場氏の裁判はそれとは違った展開をして行くと思われる。また学生が独自の立場から、学長解任の理不尽さを追及しているので、大学の自治の重要な担い手たる学生の行動に大いに期待できる。いずれにしても、この裁判は大学の自治をめぐる非常に重要な闘いになっていくはずである。

討論のなかで神田氏は、北教大における学長専断体制の進行を学生がどのように評価しているか、学長専断体制に学生から批判の声が出ているのか、というフロアーからの質問に、学生の動きはほとんど見られない旨、回答した。この現象は何も北教大に限ったことではなく、他大学でも同様であろう。学生については、2015年こそ戦争法の成立に反対する集団的な行動が全国各地で見られたとはいえ、大学内に関する限りここ10年、いやもっと長い期間、目立った動きは全くといって良いほど見られない。ただし若者は本来、パワーを持っている。それがたまたま戦争法に反対する情勢のなかで社会的に展開したのであろう。それと同様のパワーを、ぜひ酪農大の学生諸君に期待したい。干場氏の裁判を支援する中心部隊が常に学生のパワーを引き出す視点を持ち続けられれば、必ずや裁判に勝利するに違いない。

大学問題の内容を地域社会に訴えるべきという神田氏の発言は、非常に示唆に富む。その点で、寺本氏自身には美唄地区、岩見沢地区の住民有志による支援体制がつくられていて心強い。大学で起きた紛争を大学のなかで解決するのが妥当な場合もあるであろう。しかし、理不尽な解雇や懲戒などが発生した場合、その事態の真実を広く地域社会に訴えるべきである。また上記のように、学内では誰よりも学生に詳しく知らせる必要がある。そういう行動が、真に開かれた大学、大学の自治が最大に尊重される大学をつくっていくことになるのではないか。今回のシンポで司会進行役を務めて、そんな感想を強く持った。

(座長：北海道高等教育研究所監事 神沼 公三郎)

北海道高等教育研究所の今後の活動予定

○研究大会

- ・ 日程：2016年4月16日 午後3時～5時
- ・ 会場：北星学園大学
- ・ メインテーマ：「大学政策の今日的課題」
2015.9.25の研究会—「大学政策の今日的課題」の報告会の続き
- ・ 報告者
「世界の大学改革モデル～ヨーロッパとアジアの大学では～」
小山 修 代表理事
「国立大学政策の今日的課題(仮)」
光本 滋 理事

○総会

- ・ 日程：2016年4月16日 午後2時～3時
- (1) 事業計画等の総括と次年度計画
- (2) 決算と次年度の予算
- (3) その他。

○1周年記念講演会・研究集会（企画予定）

- ・ 日程：2016年5月～6月